



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

中部管区行政評価局

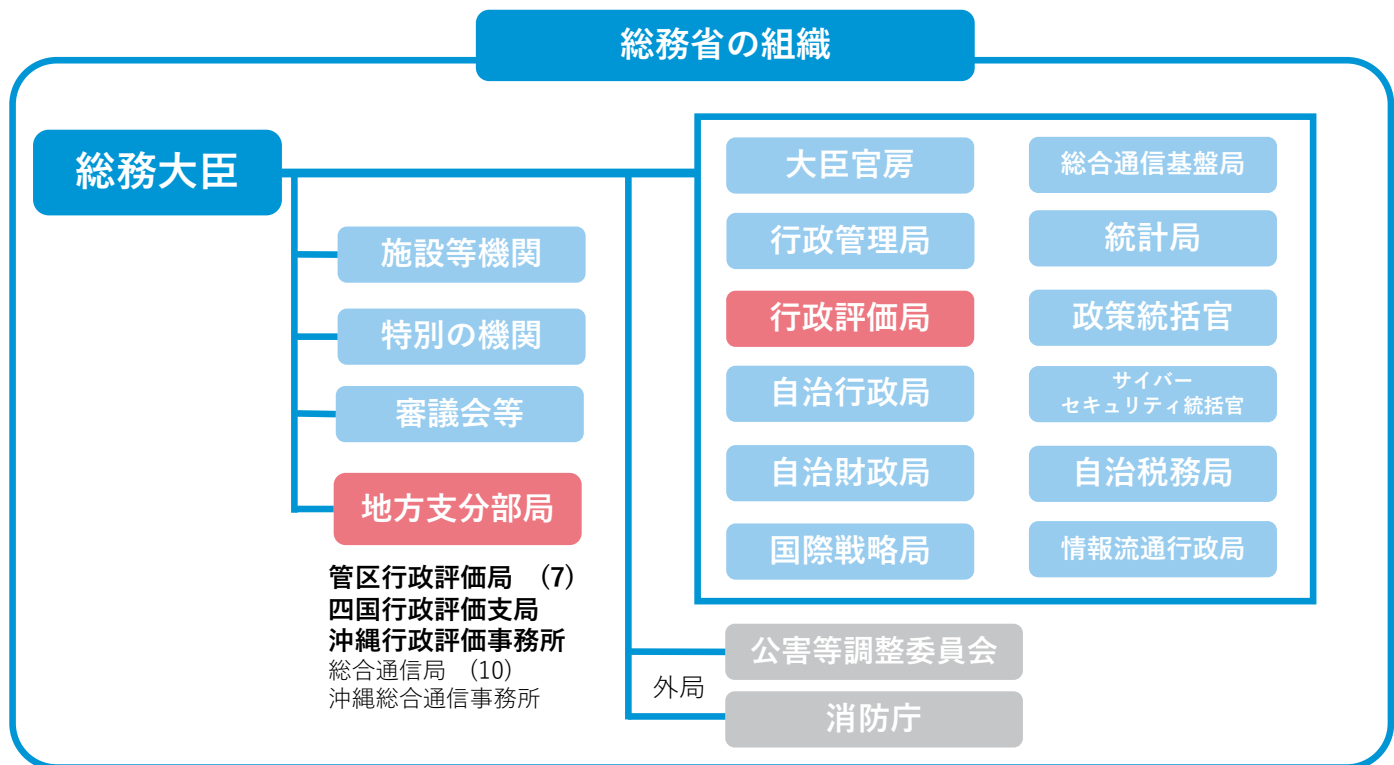
令和7年度採用案内



総務省行政相談キャラクター
「キクーン」

この冊子は、今年度新規採用者が中心となって作成したものです。

総務省行政評価局とは



総務省行政評価局では、国民に信頼される質の高い行政を実現するため、

① 行政運営改善調査、② 行政相談、③ 政策評価の推進

などの業務を実施しています。



行政運営改善調査

各府省の業務の実施状況等を实地に調査し、改善が必要な事項について勧告等を行います。



行政相談

行政に関する苦情や意見・要望を幅広く受け付け、問題解決を促進します。



政策評価の推進

政策評価制度の基本的な事項の企画立案、各府省が自ら行う政策評価の点検等を行います。

常時監視活動

関係行政機関の動向、社会的な問題の発生状況等について常時、情報を収集・整理分析し、行政上の課題を把握する活動を行います。



中部管区行政評価局の概要

中部管区行政評価局の管轄



石川行政
評価事務所
(9人)

石川県
金沢市



富山行政監視
行政相談センター
(6人)

富山県
富山市



静岡行政監視
行政相談センター
(7人)

静岡県
静岡市



岐阜行政監視
行政相談センター
(7人)

岐阜県
岐阜市



中部管区行政評価局
(49人)

愛知県
名古屋市

三重行政監視
行政相談センター
(7人)

三重県
津市



中部管区全体 85人

中部管区行政評価局

局長

総務行政相談部長

総務課

総合調整・人事会計・庶務等

管理官

広報、情報公開・行政手続制度案内所の運営等

行政相談課

行政相談業務の企画、行政相談委員法の施行

首席行政相談官

行政相談事案の受付・処理

評価監視部長

評価監視官（4人）

行政運営改善調査の実施

評価監視部次長

地域総括評価官

地域計画調査の企画・常時監視活動



石川行政評価事務所

所長

次長

行政相談課

行政相談業務の企画、行政相談委員法の施行

主任行政相談官

行政相談事案の受付・処理

評価監視官（2人）

行政運営改善調査の実施

富山・岐阜・静岡・三重行政監視行政相談センター

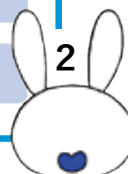
所長（地域総括評価官）

行政監視行政相談課

行政相談業務の企画、行政相談委員法の施行

主任行政相談官

行政相談事案の受付・処理



行政運営改善調査とは

行政評価局では、担当府省とは異なる立場から、幅広い分野を対象に調査を行っています。調査の結果、改善が必要な事項が明らかになった場合には、関係府省等に対して勧告や情報提供を行います。

また、勧告等の結果、どのように改善されたのかフォローアップを行い、着実な行政運営の改善に取り組んでいます。

全国計画調査

本省行政評価局が企画し管区局等が実地調査を実施。その調査結果に基づいて全国的な改善を図るもの

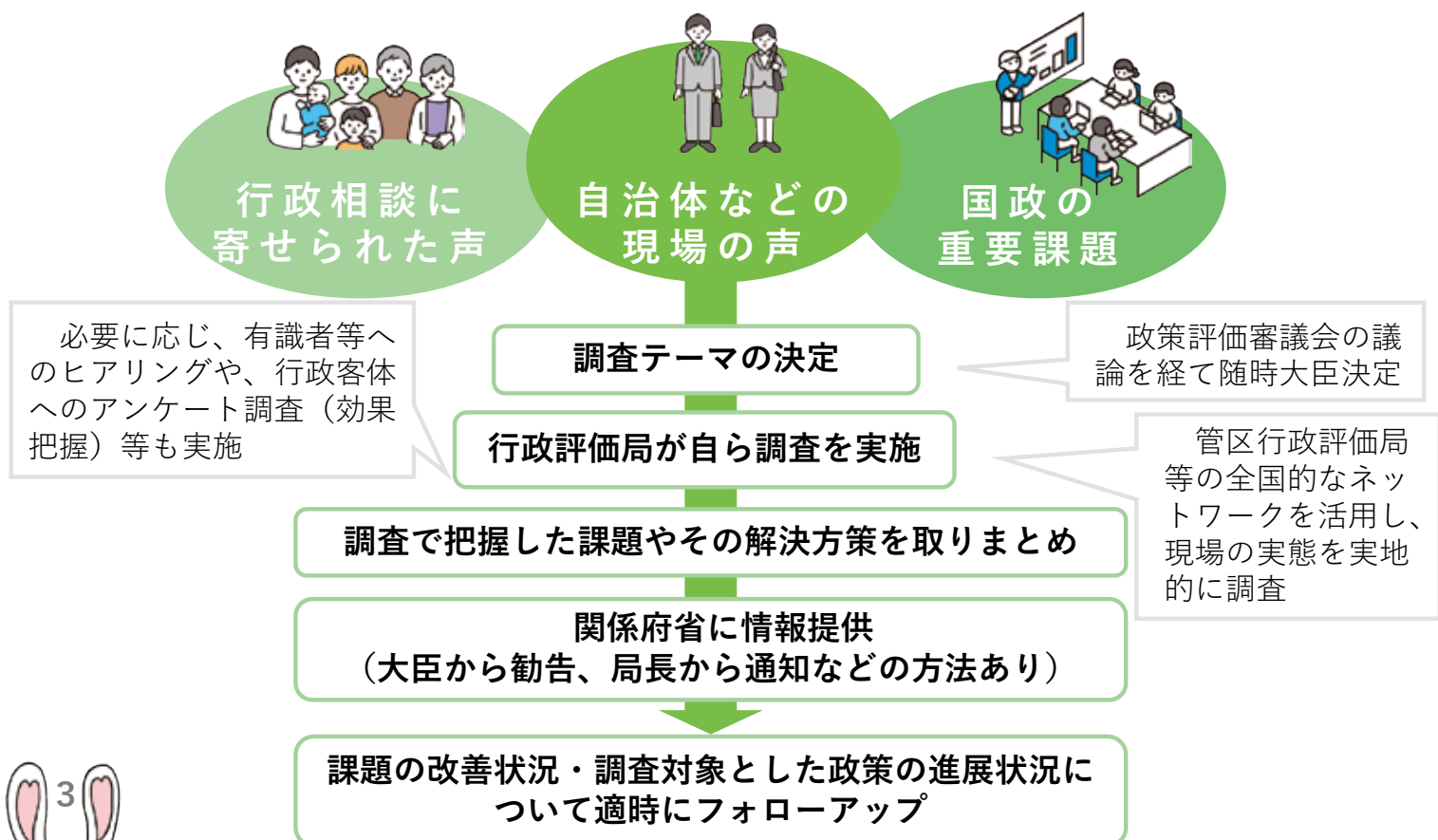
- ・ リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査
- ・ 外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査
- ・ 生活道路における交通安全対策に関する政策評価

地域計画調査

管区局等が地域の行政課題について独自にテーマを設定し調査を実施。その調査結果に基づいて、現地的な改善を図るもの

- ・ 保証人の確保が困難な人の公営住宅への入居に関する調査
- ・ 介護保険住宅改修費等への受領委任払いの導入に関する情報収集
- ・ 都市部の無人駅における災害時の避難対策に関する実態調査

行政運営改善調査の流れ



近年行われた行政運営改善調査等の実例

【行政相談により課題を把握し調査した例】

令和6年4月から、
相続登記の申請が
義務化されました！



◆ 戸籍謄本等の第三者請求について



相談要旨

「相続手続を目的とした戸籍謄本の第三者請求（戸籍に記載されている者以外の者による権利行使等を目的とした請求）のため、別々の市役所に行った。A市役所では利用目的を説明することにより交付してもらえたが、B市役所では当該戸籍の直系親族等からの委任状を提出するよう求められた。

同じように請求したにもかかわらず、なぜ市役所により対応が異なるのか。」



調査結果

当局が名古屋法務局管内の全市町村（5県159市町村）のホームページを点検し、戸籍謄本等の請求方法の案内について調査したところ、自己の権利行使等を目的とする場合には、委任状の提出は不要であることなどの説明や案内が適切に行われていないと考えられる記載がみられた。



関係機関に 情報提供

当局の情報収集を通じて分かったことを、名古屋法務局に情報提供した結果、同局及び法務本省では、全国の市区町村に対してホームページの記載の適正化について改めて周知するとともに、点検を依頼し、適切な案内となるよう助言を行うこととなった。

◆ 法定相続情報証明制度の周知に関する情報収集



相談要旨

「法務局で法定相続情報一覧図の写しを交付してもらおうとしたところ、申請から交付まで日数がかかると言われた。周知チラシをみて、簡単な手続ですぐ交付されると思ってしまった。」



調査結果

- ・ 名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局では、市区町村、金融機関、士業団体、葬儀業者等に対して本制度の周知・広報等の協力を依頼している。
- ・ 東海3県の全88市区では、各市区のホームページや、相続証明制度についての案内を掲載したハンドブック等で、同制度に関して案内している（これらの中には、制度利用のメリットや交付に数日かかることが詳しく案内されている例もあり）。
- ・ おくやみコーナーや死亡届の届出窓口等、戸籍謄本等の交付請求窓口において、法務局のチラシの配布・設置、ポスター掲示、ハンドブック等の配布等により、制度周知に協力している（協力範囲は異なる）。
- ・ 当該制度は各種相続手続において利用でき、その際の手続において戸籍書類一式の省略が可能になるなど相続人にとっては利用のメリットは大きいため、広く制度の周知が望まれる。



結果を踏まえた対応

- ・ 名古屋法務局に対して、情報収集結果を提供し、市区町村と連携した相続証明制度のより一層の周知と、市区町村への資料提供などの支援を依頼
- ・ 東海3県の全市町村に対して、ホームページやハンドブック等の作成・更新や住民対応への参考にしていただけるよう、本制度の周知状況、参考事例について情報提供

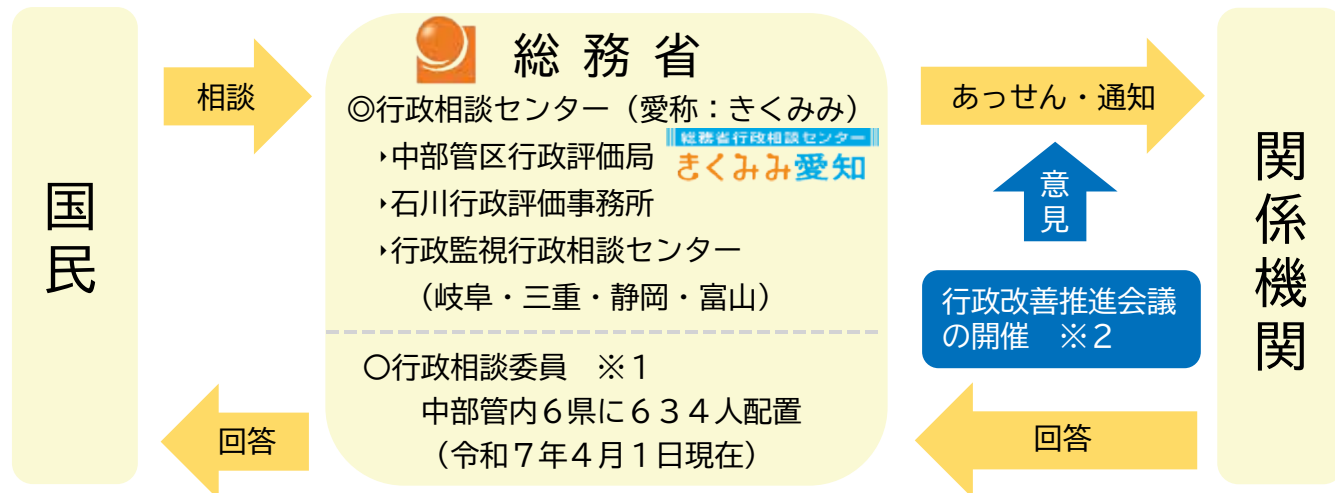


行政相談とは

行政相談とは、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、必要なあっせん等を行い、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。

行政相談制度のしくみ

令和6年度は、中部管内全体で、約17,000件の相談を受け付けました。



主な行政相談活動

◎一日合同行政相談所

国・県・市町村の職員や行政相談委員などが出席し、相談をワンストップで受け付ける相談所を各県で開設しています。



ナディアパーク（名古屋市）で開設した一日合同行政相談所の様子

○出前教室

令和7年3月には日本語学校での出前教室を開催し、行政相談の利用を呼び掛けるとともに在留資格更新や転居の手続等の説明を行いました。

日本語学校での出前教室の様子



令和6年1月10日<初版>
令和7年3月25日<第2版>

◎特別行政相談活動<令和6年能登半島地震>

①「生活支援ガイドブック」を避難所に配布

第25版まで更新し、紙ベースで約20,500部を配布し、HPから約81,000件のダウンロードがありました。

※いずれも令和6年度末時点。以下同じ

②「災害専用フリーダイヤル」の設置

被災者からの相談を通話料無料で受け付けるフリーダイヤルを開設し、約2,900件の相談がありました。

③「特別行政相談所」の開設

国の行政機関、県、市町や士業団体、行政相談委員などの協力を得て、被災地に「特別行政相談所」を開設し、被災者からの相談に応じています。石川県内で計120回開設しました。



ラポルトすず（珠州市）での様子



J A のと 輪島支店（輪島市）での様子

令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

ガイドブックには、石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています（情報は随時更新）。

最新版は、[石川行政評価事務所ホームページ](#)に掲載しています。

【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル（行政事情110番）
076-264-1100 又は 0570-090110
※ 受付時間：平日8時00分～16時45分（3月31日（月）までは8時30分～17時15分）
※ 受付時間外は留守番電話に対応
※ NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。
- 令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨で被災された方のための災害専用フリーダイヤル 0120-776-110
※ 令和7年3月31日（月）まで、4月以降は上記行政相談専用ダイヤルをご利用ください。
※ 受付時間：平日8時30分～17時15分
※ 石川県外からお電話される場合は076-264-1100をご利用ください。
- インターネットはこちら
- FAX: 076-222-5233



総務省 石川行政評価事務所
〒920-0024
金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階
電話：076-222-5232

一国の相談センターについてはこちら



※1 行政相談委員とは

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者です。

各市町村に1人以上が配置され、苦情の解決や要望の実現を図っています。地域での定期的な相談所の開設や、出前教室の開催など、行政相談制度を周知する活動も行っています。



行政相談による改善事例

CASE1 / フェンスを撤去してほしい

相談内容

JRの線路と道路の間にフェンスが二重に設置されているが、道路側のフェンスは傷みが激しい。設置者も分からず、小学生の通学路にもなっているため危険であるため撤去してほしい。



対応結果

相談を受けた委員がJR及び市の担当課に連絡し調べてもらったところ、市が設置したものと分かった。市と町内会とで話し合いの上、撤去され、相談者から大変喜ばれた。



CASE2 / 道路標識を見やすくしてほしい

相談内容

一方通行表示の多い道路で、道路標識が剥がれて分かりにくい箇所が複数あり危険である。どうにかできないか。



対応結果

相談を受けた委員が現地を確認して警察署に連絡した結果、きれいに塗装され、道路標識が見やすくなった。



CASE3 / 自動車登録手続きの際の所有権の設定を適切に行ってほしい

能登半島地震の被災者から相談



行政改善推進会議に付議した結果・・・



石川県内の自動車販売店から一括払いで購入した車が能登半島地震で破損したため、廃車にすることにした。車は、購入時から所有者は自動車販売店、使用者は私になっていたため、同店に廃車手を依頼した。その後、地域福祉推進支援臨時特例給付金の自動車給付金（50万円）を申請するために運輸支局へ確認したところ、廃車（永久抹消）になっていなかった。

自動車販売店に確認したところ、私の車は所有者が解体業者に変更され、永久抹消されていなかった。自動車販売店に「廃車」を依頼したにも関わらず、その手続きが行われず、また、私が了解していないのに所有者の変更ができてしまうのはおかしいのではないか。

石川県及び富山県の自動車登録手続き時の所有権設定状況を調査したところ、半数以上で、一括購入した場合でも、自動車販売店名義で登録されているなどの実態が判明した。このため、ほかにも本件相談と同様の事例が想定されることから、**行政改善推進会議**に付議し、その意見を踏まえ、石川運輸支局及び富山運輸支局に対し、改善を図るようあせました。

この結果、自動車購入者等に対し、登録手続きの際の所有権の設定を適切に行うよう注意喚起された。

車両登録販売店名義に
行政評価局 富山・石川で確認
総務省中部管区行政評価局（名古屋市）は26日、実態とは異なる自動車所有者を登録している事例を把握したと発表した。能登半島地震で被災した車の所有者が自動車販売店名義となっていたため、廃車手続きがスムーズでなかったとの行政相談を受けて調査。石川・富山両県で同様の慣行があると判じた。
「へんの注意喚起を徹底する必要がある」と指摘。登録手続きを要する国土交通省北陸信越運輸局の石川、富山両運輸支局に対応を求める「あせん」を通知した。評価局が販売店へのヒアリングや新規購入者のアンケートを実施。「購入時に印鑑登録証明書を用意しなくても良い」などユーザーの負担を減らすための説明で、販売店による登録事例が確認された。

北日本新聞 令和7年3月27日付

※2 行政改善推進会議とは

行政改善推進会議は、行政相談を端緒として、行政の運営に係るものの改善について、民間有識者等の意見を聴取することで、公平性や中立性を確保しつつ、国民の立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的として開催されています。



新規採用職員の1日のスケジュール

■ 行政運営改善調査

登庁

勤務時間は、原則8:30～17:15です。

希望により勤務時間を柔軟に変更して働くことができます！

朝一番に新聞等から情報収集を行います。行政上の課題について考え、1年目から調査テーマの提案をすることができます。



■ 行政相談業務

寄せられた行政相談に対応

関係行政機関に相談事案を照会したり、行政相談処理票を作成します。相談の内容によっては現地調査をすることもあります。

常時監視活動・調査の準備

法令や制度を調べ、調査事項に必要な情報をリストアップします。調査後は調査結果の取りまとめを行います。

昼食（12:00～13:00）

昼休みは同期と一緒にご飯を食べます！
庁舎内でお弁当を食べたり、外出して近くのごはん屋さんに食べに行くことも？



調査・打合せ

行政機関や事業者ヒアリング等の調査をしたり、現地調査をすることもあります。調査後は検討会も行います。

行政相談委員の支援

行政相談委員が開設する定例相談所へ出張して、一緒に相談に応じることもあります。

退庁

定時が早いので、退庁後の時間は自分の好きなようにたくさん使えます！



■ 1年目の配属（例）

採用1年目は、各課の業務によって変更がありますが、4か月ごとに行政運営改善調査と行政相談の各課室に研修配属されて業務を行います。OJT形式により、先輩職員の指導を受けつつ、業務を行います。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①	評価監視部 研修配属	行政相談課 首席行政相談官室 研修配属	評価監視部 研修配属									
②	評価監視部 研修配属	行政相談課 首席行政相談官室 研修配属	評価監視部 研修配属									

■ 研修

採用後の4月上旬に、総務省本省で全国の新規採用者を対象に約2週間の総務省秘書課主催の研修と、3日間の行政評価局主催の研修があります。

研修期間は、全国の同期と自治大学校に宿泊して交流を深め、休日は同期と東京観光を楽しみました～！



自治大学校です！

○その後の研修の例
・勤務年数や、官職に応じた研修（採用後3年、採用10年経過後の集合研修など）
・本人の希望により受講する研修（語学研修、統計研修など）



新規採用職員が就職活動中に知りたかった9つのコト

入局前の疑問を解決します！

【1.初任給】

昨年の人事院勧告より、**初任給の大幅引き上げ**が行われました！

- ・大卒程度：220,000円
- ・名古屋市内勤務の場合（地域手当込み）：250,800円（令和7年4月1日時点）
- ・ボーナス：年2回（6月・12月）（合計4.6か月分）支給されます。



令和7年度 新規採用職員



【2.職場の雰囲気】

説明会では、多くの親しみやすく面白い職員の方々と交流することができました。

入局後も、先輩職員の方々が優しく声をかけてくださるので、落ち着いて業務に取り組むことができます。

【3.働き方】

定時になって残っていたら、上司が声をかけてくれ、定時退庁を勧められます。

また、テレワークや時差出勤を活用している職員が多くいます。

【4.休暇】

有給休暇を取得しやすく、仕事とプライベートの両立を図ることができます。育児休業や介護休暇を利用する職員もいて、働きやすい環境が整えられています。

さらに細かく聞いてみます！



【6.志望理由】

業務を通して行政運営の改善を図ることにより、現在よりも国民が安心・安全に暮らせるような行政の実現に貢献できると思い志望しました。

また、様々な行政分野を学べるため、幅広い知識を身につけ、自身の見識を広げながら成長できる点に大きな魅力を感じました。

【7.一年間の目標】

日常的に新聞等から情報を集め、社会問題や行政上の問題点や課題について、その改善策や自分なりの考えを持つことです。

【8.先輩との接点】

新規採用職員1人に対して、2人の先輩職員がメンターとなって支援を行うメンター制度があります。月に1回行われる面談では、仕事の悩みはもちろんのこと、雑談を交えて打ち解けられるので、同期以外にも気軽に相談ができる環境が整えられていて安心です。

【5.住居】

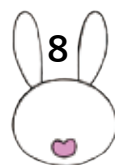
各県に国家公務員の合同宿舎が整備されており、希望者は宿舎への入居が可能です。

民間の住居を自身で借りる場合は、家賃補助として一定額の“住居手当”が支給されます。また、転居に要した引っ越し費用は、一定の条件の下、実費で支給されます。



【9.メッセージ】

みなさま、こんにちは。「行政評価局」と聞いても何をしているところかよく分からなかった方が多いと思いますが、このパンフレットを見て少しでも興味を持っていただけたら幸いです。新規採用職員一同、とても良い環境で働かせていただけていると感じています。ぜひ業務説明会や官庁訪問にお越しください！





【多様な経験ができる環境を活かして】

入省してから、行政運営改善調査の業務や秘書課での人事業務など、毎年度異なる業務に従事してきました。現在は、行政相談の業務を担当し、電話などで国民から寄せられる相談への対応や、行政相談委員の活動支援を行っています。（地域のお祭りで、行政相談キャラクター「キクン」に扮しPR活動をするのも…？）

それぞれの業務に関連がないように思われますが、国民や関係者のニーズを汲み取り、より良い運用を考え、突き詰めていく点は共通しています。

若手のうちから多様な経験を積める行政評価局に興味を持った方は、ぜひ一度説明会に足を運んでみてください！

【転勤も悪くない？】

入省当時は、知らない土地で仕事をするのに対し不安がありましたが、若いうちに色々経験しようと自ら希望し、昨年度は本省勤務から愛知勤務、今年度のご縁があり岐阜勤務となりました。周りの方はとても優しく面倒を見てくださり、不安はすぐに消えていきました。

年次休暇も取得しやすく、地元にも頻繁に帰っていますが、こちらで出会った職員や地域の方々の温かさに触れ、愛知や岐阜にも愛着が湧いています。新たな土地でご縁が繋がっていくと思えば、転勤できる点も評価局の魅力の一つかもしれません。

岐阜センター 主任行政相談官室



【採用年度、所属部署経歴】

- R4.4 総務省行政評価局企画課
評価活動支援室 採用
- R5.4 大臣官房秘書課
- R6.4 中部管区行政評価局評価監視部
- R7.4 現職

【仕事内容】

国民から寄せられる国の行政等に関する相談を受け付け、行政運営の改善に活かす行政相談に携わっています。相談者から困りごとを聞き出し、関連する制度を調べ、関係行政機関に事実関係を確認したり見解を聴取したりして、困りごとの解決や軽減を図っています。

また、行政相談委員が開設する相談所を訪問したり、地域の祭り等で行政相談のPR活動も行います。出張の機会も多く、業務を通じて様々な人との出会いのある職場です。

【仕事のやりがい】

相談課に配属された当初は、どのような相談が来るのか、何を答えれば良いのか不安に思い、相談対応に高いハードルを感じていました。しかし、相談者が何に困っており、どう解決に導けば良いのか等、論点を整理することは、どの相談でも基本的に同じです。また、一人で抱え込むのではなく、上司と議論し助言をもらいながら、より良い対応につなげていきます。なにより、相談者から感謝の言葉をいただくこともあり、段々とモチベーションにもつながっていきました。

また、行政上の課題は、自分の頭で考えてもなかなか思い浮かばないですが、国民からの相談を契機に課題が見つかることがあります。国民目線に立って、皆で知恵を出し合いながら改善策を考えるため、自身の視野を広げることができる点でも非常に面白い仕事です。

三重センター 行政監視行政相談課



【採用年度、所属部署経歴】

- R5.4 中部管区行政評価局 採用
- R6.4 ~ 現職



人事採用関連

採用予定数・近年の採用実績

今年度は、国家公務員一般職試験（大卒程度試験・行政又は教養）の最終合格者から **4** 人程度採用する予定です。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
採用人数(人)	3	4	2	3	2	3

令和 7 年度採用スケジュール

中部管区行政評価局	業務説明会 6月 17日 18日 19日	個別座談会 6月 23日 24日 26日 27日	官庁訪問 予約受付 開始 6月25日 10:00～	官庁訪問 7月 2日 3日 4日 7日 8日	採用内々定 8月12日	採用内定 10月1日	採用 令和8年 4月1日
人事院	第一次試験 6月1日	官庁合同 業務説明会 6月 21日 22日	第一次試験 合格者発表 6月 25日	第2次試験 (人物) 7月 9日 ～25日	最終合格 発表 8月12日		

キャリアパスの例

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
①	中部管区行政評価局	岐阜行政監視行政相談センター			総務省本省		富山行政監視行政相談センター	
②	中部管区行政評価局		総務省本省			石川行政評価事務所		中部管区行政評価局

おおむね2～3年ごとに管内を中心に異動します。採用後、1～2年目は中部管区行政評価局（愛知県）に配属され、数年以内に総務省本省を経験します。なお、他省庁への出向などの人事交流も行われています。

Q & A

Q. 入局後は自分の希望する仕事は出来ますか？

A. 毎年度、勤務先や業務内容についての意向確認が行われます。全員が必ずしも希望どおりになるとは限りませんが、家庭事情などにも配慮した人員配置が行われます。

Q. 中部管区行政評価局ならではの魅力はなんですか？

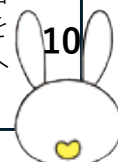
A. 若手職員が主体的・能動的に活躍できる点です。行政評価局では、若手職員も積極的に調査にかかわります。職員自らが行政課題を探し、それが調査テーマとして採用されることもあります。
行政相談では、相談者からの感謝の言葉をいただけることが大きなモチベーションとなります。先輩からの積極的なフォローもありますので安心です。

Q. 学部・学科や保有する資格、語学力によって有利・不利はありますか？

A. 学部・学科や保有する資格・語学力による有利・不利はなく様々な経歴の職員が活躍しています。
なお、行政運営改善調査や行政相談で現地確認を行うときなど、職員が官用車等を運転する場合があるため、車を運転できると業務上便利です。

Q. 本省勤務を経験するそうですが、本省ではどのような業務を担当するのですか？

A. 本省行政評価局で行政運営改善調査や行政相談を担当するほか、政策評価の業務を担当する場合もあります。このほか、統計業務を担当する部局へ配属される場合や、他省庁へ出向する場合もあります。





Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省

中部管区行政評価局



採用情報の詳細はこちらから

中部管区行政 採用 検索

https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/menu_10.html

業務説明会日程など最新の採用情報はホームページでご確認ください。

リサイクル適性 **B**

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。